

平成28年7月4日

運輸審議会

会長 鷹箸 有字壽 殿

公述申込書

運輸審議会一般規則第35条の規定により、下記のとおり公述申込みを致します。

記

1 公述しようとする事案

事案番号 平28第4001号

事案の種類 軌道運送高度化実施計画の認定

事案の申請者 宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社

2 公述しようとする者

(ふりがな)

氏名 ながたけ かずお
長竹 一雄

(郵便番号)

住 所 [REDACTED]

職業 無職

年令 74歳

3 事案に対する賛否

反対です。

本事業計画には、環境保全に関する配慮が著しく欠如しているため。

4 利害関係を説明する事項

5 自宅、勤務先等の連絡先電話番号

[REDACTED]



公述書

事案番号 平28第4001号
事案の種類 軌道運送高度化実施計画の認定
公述人 長竹一雄

公述要旨

本実施計画には、環境保全に関する配慮が著しく欠如しておりますので、現行計画のまま事業を推進することに反対します。

遅まきながら、環境影響評価（環境アセスメント）を実施することを求めます。

趣旨説明

まず、この計画の環境保全に対する認識と考察は、基本的に適確性を欠いていると懸念されてなりません。

例えば、本年2月、宇都宮市のLRT事業に係る都市計画素案に対する公聴会が開催されましたが、市が示した素案の総論においては環境保全に関する記述は一切なく、各論の車両基地についての項において「周辺環境への影響を考慮」とあるのみで、具体的な説明はなされておりません。

また、平成25年度に市が作成した資料「公共交通ネットワークの構築と東西基幹公共交通（LRT）」においては、施設効果として環境改善を挙げていますが、その根拠としているデータは、平成15年に加工されたものです。その後データの補完、修正はなされぬまま、このデータがベースとなり関連するパンフレット等に「環境にやさしい」との説明材料として使われているものと思われます。

この資料は、自動車の排ガス量に着目したものですが、市における大気汚染状況は年々改善傾向にあること、自動車排ガスについてはハイブリットエンジンをはじめ、電気自動車、燃料電池車等の対策が急速に進み、近年その状況は大きく変化していること、さらに将来的には低騒音化も進むことなどを全く無視した非科学的な内容となっています。

この度、閲覧に供された実施計画書においては、「5軌道運送高度化事業の効果」として、温室効果ガス等の排出量の削減（CO₂、NO_x排出量の削減）と騒音の改善（道路騒音の改善）を列挙しています。いずれも自動車を発生源として捉えたものですが、その根拠は不明確であり、先に指摘したとおり自動車の現状と将来について何ら考察

されておりません。

加えて、次項「6 地域公共交通網形成計画に定められた軌道運送高度化事業に関する実施される事業に関する事項」においては、バスネットワークの整備及び地域内交通の導入を図るとされていますが、前項において汚染発生源として捉えた自動車を増加させる矛盾した考え方になっています。

バスネットワーク、地域内交通を進めるのであれば、動脈硬化のように路線が硬直したLRTよりも将来的には無公害に近い、しかも無人運転が可能となる自動車の柔軟性を最大限に活用すべきであると考えます。

いずれにしても、自動車を汚染発生源としてとらえ、自動車に代わる交通体系が環境負荷を小さくする手段であるとの考え方は今や改めるべきだと思われます。

したがって、このような環境保全に関してずさんな計画を根本的に是正するためには、環境影響評価（環境アセスメント）を実施することが不可欠と思料します。

市はこの事業が、環境影響評価法及び栃木県環境影響評価条例に定める対象事業ではないとして、環境影響評価の実施を見送っています。それは、この計画の整備延長は14.6kmであり、法令の規模要件である10kmを超えているものの、軌道が普通鉄道と同じ構造を有しながら専用軌道ではなく道路上に敷設される併用軌道であるため、法令の適用を受けない事情によるものです。

しかし、土地の形状の変更、工作物の新設による生活及び自然環境への影響、将来にわたりLRTの事業活動に伴い生じるアメニティ要素を含む幅広い環境への影響を考慮すると、環境影響評価を行うことは、むしろ必要不可欠であると思われます。民間企業ではなく、地方公共団体としての立場であれば、なおさらのことと思われます。

現在、このLRT計画に対し、二つの市民団体が事業への反対や市民の意思の確認を求め活動していることからも明らかに、市民の理解、合意は決して十分ではありません。

環境影響評価を実施することにより、事業内容はもとより環境調査の段階で内容や手法について、また評価書を作成する準備段階で評価内容の適否について、市民が意見を述べる機会があります。そのことにより事業者である市と環境の恩恵を享受する市民とが、この事業内容が環境施策の合理性に沿っているという納得のいく形で合意形成を図ることができるものと思料します。

委員各位におかれましては、市街地、田園地帯、工業団地にまたがる当該計画地を是非とも現地調査の上、環境保全の重大性をご賢察いただき、審議結果の中に環境影響評価の実施を条件付け下さいますよう、付帯意見等何らかの形で言及くださることを切にお願いする次第です。